

今後の調査審議について

国土交通省
不動産・建設経済局 土地政策審議官部門
土地政策課

令和5年10月13日

今後の調査審議について

1. 趣旨

- 企画部会においては、昨年8月より令和6年の土地基本方針の改定を見据え、各委員によるプレゼンテーション及び関係団体へのヒアリングを実施してきたところ。
- 今後は、これまでの議論を踏まえ、土地基本方針に盛り込むべき事項等、令和6年の土地基本方針の改定に向けた具体的な内容の検討を行う。

2. 当面のスケジュール(予定)

令和5年

○第54回企画部会(10月13日(金))

- ・今後の調査審議について、土地を巡る現状と課題、土地基本方針関連施策の実施状況について

○第55回企画部会(12月14日(木))

- ・新たな土地関連施策等について

令和6年

○3月頃 第56回企画部会 「土地基本方針改定骨子案」の提示

○4月下旬～5月上旬 土地政策分科会

○5月頃 第57回企画部会 「土地基本方針改定案」の提示

○6月上旬頃 土地政策分科会

○6月下旬頃 「土地基本方針」閣議決定

○ 「土地基本方針」とは

- 「土地基本方針」は、令和2年の土地基本法改正において制度化。関係省庁が一体性を持って、時代の要請に対応した土地政策が講じられるよう、施策の基本的な方向性を具体化するもの（閣議決定）。

○ 改定の考え方

- 改定ルールは法定されておらず「社会経済情勢の変化等を踏まえた所要の見直しを適時行う」旨が基本方針に定められている。
- 施策の基本的な方向性は、個々の施策の遂行や検証に一定の時間を要することを念頭に、ある程度の時間的な幅をもって定めるべきもの。

※ 毎年の方針の方向性を示すもの：土地白書、所有者不明土地等対策関係閣僚会議の基本方針等

- 土地政策は、国土計画、社会資本整備等土地の利用・管理に関わる諸制度・施策と密接な関連があるため、各種の基本計画等（例：国土利用計画・国土形成計画（全国計画）、社会資本整備重点計画等）の改定サイクルを踏まえ、概ね5年ごとの改定を基本としている。
- 前回（令和3年）改定後、関係する施策や計画等の施行・改定状況を踏まえ、令和6年頃の改定に向けて検討を行う。

土地基本方針の概要 (令和2年5月策定、令和3年5月一部改定)

第一 土地の利用及び管理に関する計画の策定等に関する基本的事項

- 人口減少下における土地の管理（地域の取組指針となる「国土の管理構想」等の検討）
- 防災・減災に資する土地利用の推進のための計画作成の促進（立地適正化計画や流域水害対策計画）
- 農地・森林の適正な利用・管理を図る計画作成の促進（人・農地プランや森林計画制度の運用等）

第二 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置に関する基本的事項

- 低未利用土地の適正な利用・管理の促進（低未利用土地等の譲渡に係る税制特例）
- 所有者不明土地法の見直しに向けた検討（管理不全土地に対する行政措置を可能とする仕組み、低未利用土地等の利活用に取り組む法人に公的な位置付けの付与等）
- 民事基本法制の見直し（相続登記等の申請義務化、相続土地国庫帰属制度の創設等）
- 所有者不明農地・森林の適正な利用・管理の促進（農地中間管理機構、森林経営管理制度等）

第三 土地の取引に関する措置に関する基本的事項

- 不動産投資市場の活性化（新たな動向に対応した投資環境整備等）
- 不動産取引の円滑化の推進（オンラインによる重要事項説明の推進等）

第四 土地に関する調査の実施及び情報の提供等に関する基本的事項

- 土地の境界・所有者情報の明確化（地籍調査の迅速化、不動産登記情報の最新化）
- 官民の不動産関連データの連携促進（情報連携のキーとなる不動産IDの活用促進）
- 土地情報連携の高度化の推進（不動産登記情報と固定資産課税台帳の連携等）

第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項

- 土地に関する基本理念やそれに基づく各種施策・制度等に関する広報活動の展開 等